

乗合タクシー運行业務委託仕様書（江田島北部朝夕便）

1 目的

大須栈橋～広島港の航路及び大須～切串～小用間の路線バスが平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止及び休止されたことに伴い、近隣の切串西沖栈橋や中継地点である小用栈橋への移動手段を確保するため、乗合タクシーによる運行を、江田島市公共交通協議会（以下「協議会」という。）から交通事業者（以下「事業者」という。）に委託して実施するものである。

2 運行路線

運行路線は次のとおりとする。

差須浜～大須～幸ノ浦～江関～切串西沖栈橋～小用の旧江田島バス運行路線

3 運行期間及び運行日数

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間中、毎日運行する。

R2.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
30日	31日	30日	31日	31日	30日	31日
11月	12月	R3.1月	2月	3月	計	
30日	31日	31日	28日	31日	365日	

4 運行内容

- (1) 車両は乗車定員 10 名以上のものとする。車両には、乗合タクシー（路線定期運行）であることがわかるように表示すること。
- (2) 予備車両（乗車定員 10 名未満の車両でも可）を数台確保し、運行に使用する車両が故障した場合などには、予備車両による適切な対応を行うこととする。
- (3) 運行方法は、指定の時間に最寄りのバス停で待っている利用者を、目的地まで送迎するものとする。なお、路線定期運行であることから、各バス停における発着時間を厳守し、特に発時間については早発することがないように十分注意することとする。

5 利用料金

- (1) 利用料金は大人 200 円・小学生以下 100 円とする。
- (2) 定期券割引として、通勤者は 3 割、大学生は 4 割、高校生は 5 割、中学生は 6 割を、30 日分の往復運賃の合計から割引くこととする。ただし、江田島市通学定期券購入補助事業（学割パス）を行う期間中は、学割パス販売額により販売することとし、定期券面には正規販売額と学割パス販売額を併記することとする。

定期券発券額は次のとおり。期間種別は 1 か月定期のみとする。

	通勤用
販売額	8,400 円

	大学通学用	高校通学用	中学通学用
正規販売額	7,200 円	6,000 円	4,800 円
学割パス販売額	4,800 円	4,000 円	3,200 円

- (3) 障害者割引として、障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方には、運賃を半額（大人 100 円・小学生以下 50 円）に割引くこととする。また、手帳に「介護」のスタンプがある場合は、介護者 1 人までを同様に半額に割引く。
- (4) 利用料金は、運転手が利用者から現金で直接徴収する。定期券割引適用者に対しては、定期券と引換えに 1 月分の代金を収受し、期間中は券面を確認する。障害者割引適用者に対しては、障害者手帳を確認したうえで、障害者割引後の額を徴収する。

6 定期券の取扱い

- (1) 車内に定期券申込書を設置し、期間の前日までに提出してもらう。通学用定期の場合は、通学証明を取ってもらうこととする。
- (2) 定期券申込書を受け取ったら、定期券に利用者名・年齢・発券日・有効期限を記載し、社印を押印して次に利用される車内で定期券を渡す。
- (3) 利用者の定期券が破損した場合、それが分かるものがあれば再発行する。定期券自体を紛失した場合は、定期券を使っている本人であると確認できない限り、再発行はしない。
- (4) 定期券の中途解約の申出があった場合は、申出のあった日までの日数の往復運賃に手数料 500 円を加えた額を、定期券発券額から差し引いた額を返却することとする。
- (5) その他事務については、定期券裏面に記載の注意事項を参照すること。

7 協議会への報告

- (1) 乗務員は各便で乗降者数及び乗降場所を把握し、運行日誌へ記載する。定期券利用者は（ ）書きすることとする。
- (2) 事業者はこれを翌月 5 日までに、遅滞なく協議会へ報告するものとする。ただし、報告期限が土日祝祭日や年末年始にあたる場合は、その翌日までとする。なお、月中途においても、協議会が必要とする場合は、事業者は協議会へ日誌を提出する。

8 運行ダイヤ

- (1) 運行ダイヤは別記のとおりとする。
- (2) 事業者は、自らが運行する乗合タクシーのダイヤを広く周知するとともに、接続する公共交通機関のダイヤ情報等の提供（車内掲示など）に努めるものとする。
- (3) 事業者は、自らが運行する乗合タクシーのダイヤの遅延、休止及び中止等の情報を利用者へ速やかに周知するよう努めるものとする。
- (4) 前号の情報については、接続する公共交通機関へ速やかに連絡するよう努めるものとする。
- (5) 接続する公共交通機関からダイヤの遅延等の連絡を受けた事業者は、自らが運行する乗合タクシーのダイヤに影響が生じない範囲において、乗合タクシーを待機させ、乗客の乗継が安全かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

9 利用促進

- (1) 事業者は利用促進に向けて常に努力することとし、協議会から利用促進に向けた要請があった場合は速やかに対応することとする。
- (2) 利用者が運賃や利用方法などが分かるよう、チラシ等を車両内に掲示することとする。
- (3) 利用者が「また次も利用したい」と思われるようにサービスを充実することとする。

1 0 バスロケーションシステム

- (1) 協議会は、乗合タクシーの運行に関する情報をシステムと連携して利用者へ案内するため、バスロケーションシステム（以下、「BUS i t」という。）を導入することとする。
- (2) 事業者は、BUS i tで必要とする事業者のプローブデータ（実際の走行で得られたデータ）を提供するため、運行車両にBUS i t車載器を搭載することとする。
- (3) 前号のBUS i t車載器は協議会が所有し、事業者は無償で貸与する。また、BUS i t車載器の通信費用については、協議会で負担するものとする。
- (4) 事業者は、BUS i t運営事業者である株式会社タウンクリエーション（以下、「バスロケ事業者」という。）に対し、第2号に規定するプローブデータを提供するものとする。
- (5) 前号のプローブデータは、バスロケ事業者が運営管理するものとする。

1 1 業務遂行上の注意事項

- (1) 本業務の運行に当たる乗務員は、法令を遵守し交通安全に万全を期するとともに、利用者に対して誠意をもって対応しなければならない。
- (2) 運行中の車両故障又は事故など事業者の帰すべき事由により運行を中止又は中断した場合は、事業者は直ちに協議会へ報告するとともに、予備車両又は交代の乗務員を確保するなど、業務に支障をきたすことのないように努めるものとする。
- (3) 天災等やむを得ない事情により、予定していた運行を中止する場合は、速やかに広島運輸支局及び協議会へ報告することとする。
- (4) 運行中に事故が発生した場合は、まず人命救助を最優先に行い、救急車手配・警察通報・保険会社への連絡などの初期対応を事業者が責任をもって行ったうえで、広島運輸支局及び協議会へ内容報告を行うものとする。

1 2 その他

この仕様書に定めるもののほか、乗合タクシー運行業務に関して必要な事項は、協議会及び事業者の双方による協議により別途定めるものとする。

江田島北部線大須朝夕便 営業路線図



別記

業務委託料（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

本運行業務における業務委託料の額は、次に掲げる運行費用、車両経費及びその他経費の合計とする。

ただし、本運行業務に対し、国庫補助金が交付された場合は、当該金額を返納するものとする。

○運行費用

運行費用＝月額委託料×1.10－（徴収した利用料金月計額×1/2）

ただし、運行費用がマイナスになる場合は0円とする。

【月額委託料】

月額委託料 1日当たり人件費×1月当たり契約日数

1日当たり人件費 @18,881×6h/8h =14,161円

○車両経費（消費税及び地方消費税を含む）

車両リース代は月額を支払うものとし、車両整備費については事前に協議会が認めたものについて、その実費を支払う（車両整備費については、費用や整備内容が分かる書類の写しを添付すること）。

○その他経費（消費税及び地方消費税を含む）

その他経費＝任意保険料実費＋臨時経費

※車両リース契約及び任意保険契約の更新があった場合は、契約書及び支払予定表の写しを協議会に提出すること。

※次の経費については、江田島北部地区デマンド型乗合タクシーと同一の運行事業者に業務委託を行う場合は、これを含めないこととする。

○車両経費

車両リース月額及び車両整備費

○その他経費

任意保険料及び臨時経費

別記

江田島北部地区朝夕便 運行ダイヤ

(大須→幸ノ浦→切串→小用)

便	大須差須浜	大須公園前	大須棧橋	幸ノ浦	エセギ	タカノス	切串西沖棧橋	切串小学校	北沖新開	切串	一ツ小島	高須	三石	横撫	中松田	小用
1便	6:15	6:16	6:16	6:19	6:22	6:24	6:25	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2便	6:45	6:46	6:46	6:49	6:52	6:54	6:55	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3便	7:15	7:16	7:16	7:19	7:22	7:24	7:25	7:25	7:26	7:26	7:28	7:28	7:31	7:32	7:33	7:38
4便	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5便	17:40	17:41	17:41	17:44	17:47	17:49	17:50	17:50	17:51	17:51	17:53	17:53	17:56	17:57	17:58	18:03
6便	19:50	19:51	19:51	19:54	19:57	19:59	20:00	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(小用→切串→幸ノ浦→大須)

便	小用	中松田	横撫	三石	高須	一ツ小島	切串	北沖新開	切串小学校	切串西沖棧橋	タカノス	エセギ	幸ノ浦	大須棧橋	大須公園前	大須差須浜
1便	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6:30	6:31	6:33	6:36	6:39	6:39	6:40
2便	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7:00	7:01	7:03	7:06	7:09	7:09	7:10
3便	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4便	17:15	17:15	17:16	17:18	17:20	17:21	17:25	17:25	17:26	17:28	17:29	17:31	17:34	17:37	17:37	17:38
5便	19:02	19:02	19:03	19:05	19:07	19:08	19:12	19:12	19:13	19:15	19:16	19:18	19:21	19:24	19:24	19:25
6便	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20:35	20:36	20:38	20:41	20:44	20:44	20:45